

広島県告示第二百十七号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）別表第四の規定により、牛小屋高原公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年広島県告示第五百七十七号（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による牛小屋高原公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分		単 位	利用料金の範囲
シャワー キャンプ用具	シャワー	三分につき	一四〇円以内
	テント	一張一回につき	二、二〇〇円以内
	寝袋	一点一回につき	四三〇円以内
炊事用具	炊事用具	一式一回につき	一、五〇〇円以内

備考 「炊事用具」とは、鍋、飯ごう、バーベキューグリルその他の調理器具をいう。